

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成29年2月24日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール御前崎店 御前崎市佐倉字平場3466-1 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社カインズ 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2-1 代表取締役 土屋裕雅

3 変更事項

(1) 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	746台	431台

(2) 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	変更前	変更後
駐車場の出入口の数及び位置	5箇所	4箇所

4 変更年月日

平成29年10月15日

5 届出年月日

平成29年2月14日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成29年2月24日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール藤枝 藤枝市内瀬戸字向山15-1 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社カインズ 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2-1 代表取締役 土屋裕雅

株式会社ベイシア 群馬県前橋市亀里町900 代表取締役 橋本浩英

株式会社ジーユー 山口県山口市佐山717-1 代表取締役 柚木治

3 変更事項

施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

変更前	変更後
864台	677台

- (2) 駐輪場の位置（縦覧に供する届出書類に示すとおり）

4 変更年月日

平成29年10月15日

5 届出年月日

平成29年2月14日

=====

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成29年2月24日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トーヨーアサノ貸店舗（カインズホーム沼津店） 沼津市桃里571-1 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トーヨーアサノ 沼津市原315-2 代表取締役 植松眞

3 変更事項

- (1) 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	881台	679台

- (2) 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	変更前	変更後
荷さばきを行うことができる時間帯	8:00~20:00	6:00~22:00

4 変更年月日

3 (1)平成29年10月16日

3 (2)平成29年 6 月30日

5 届出年月日

平成29年 2 月15日